

# ホームヘルプ（訪問系サービス）利用のご案内

～障害者総合支援法（※）に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のサービス内容について案内しています～

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

## 居宅介護・重度訪問介護について

### 1 居宅介護のサービス内容

日常生活に支障のある障害者（児）の居宅に、ホームヘルパーを派遣します。このサービスは、利用者自らができることは行っていただき、できないことをヘルパーが支援するものです。

居宅介護のサービス内容は、利用者の身体に直接接触し援助を行う「身体介護」と、掃除・洗濯・調理等の日常生活の援助を行う「家事援助」があります。また、病院や診療所への定期的な通院や、公的手続または相談のために官公署を訪れる場合の外出支援を行う「通院等介助」及び「通院等乗降介助」のサービスがあります。

支給量は、利用者の障害支援区分、障害の種類及び程度その他の心身の状況、介護を行っている方の状況や環境等を総合的に判断して算出します。

#### ① 身体介護の内容（以下、例示）

- ・サービス準備、記録等
- ・食事介助
- ・特段の専門的配慮をもって行う調理
- ・排泄介助
- ・更衣介助
- ・入浴介助
- ・身体的清拭
- ・起床、就寝介助
- ・身体整容（爪切り等）
- ・体位交換
- ・移動、移乗の介助
- ・服薬介助

## ② 家事援助の内容（以下、例示）

- ・サービス準備、記録等 ・洗濯 ・掃除、ごみ出し ・一般的な調理
- ・買い物（ヘルパーのみで行うもの） ・ベッドメイク ・薬の受け取り ※1
- ・衣類の整理、被服の補修 ・育児支援 ※2

※1 「薬の受け取り」は、処方箋がある場合のみヘルパーが薬局へ受け取りに行きます。

※2 「育児支援」は、育児をする親が障害のために十分に子供の世話ができない場合、沐浴や授乳等、保育園の送迎といった乳幼児（おおむね就学前）の世話をを行うものです。

## ③ 通院等介助（身体介護を伴う・身体介護を伴わない）の内容

通院等又は官公署等への移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行います。

- ・通院等の範囲について
  - ア) 病院(入退院含む)や診療所
  - イ) 官公署（国、都道府県及び市区町村の機関等）
  - ウ) 相談支援事業所等、障害福祉サービス事業所等

## ④ 通院等乗降介助の内容

通院等のため、ヘルパーが自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行い、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。（要する時間が20分以上の場合には、「通院等介助」となります。）

## 2 重度訪問介護のサービス内容

重度の肢体不自由者または行動上著しい困難を有する知的・精神障害者で常時介護を必要とする方に対して、身体介護・家事援助・見守り・外出時（通院等含む）の移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。

## 重度訪問介護の内容（以下、例示）

- ・身体介護 ・家事援助 ・コミュニケーション支援
- ・家電製品の操作等の援助 ・外出時における移動中の介護 ※3
- ・見守り等

- ※3 「外出時における移動中の介護」は社会生活上必要不可欠な外出（金融機関の手続き等、買物、理容・美容等）と余暇活動等のための外出（スポーツや文化活動、墓参り等の社会的慣習、各種行事・研修会等）となります。ギャンブル（競馬、パチンコ等）や、飲酒を伴う外出や、通勤・勤務・営業に伴う外出は対象とはなりません。

★居宅介護・重度訪問介護の対象とならないサービスの目安★

次に掲げるものは、原則利用できません。（以下、例示）

- ・利用者が不在時のサービス提供
- ・利用者以外の者のための家事援助※育児支援を除く
- ・利用者本人が使用する居室以外の掃除、日常生活を営むのに支障のないスペースの掃除、家族との共有部分（利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢・障害である等特段の事情がある場合で、支援が必要であると認められる場合を除く）の掃除
- ・おせち料理などの特別な手間がかかる調理
- ・大掃除、草むしり、ペットの世話
- ・家具や電気器具などの移動・修繕
- ・室内外の家屋の修理、エアコンの掃除、自家用車の洗車や清掃
- ・留守番や話し相手、来客の応接
- ・医療行為や服薬管理 ※4
- ・対象とならない外出（「2 重度訪問介護のサービス内容」※3参照）
- ・金銭管理 ※5、貴重品の取扱い
- ・リハビリ、マッサージ、散髪等
- ・入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間（障害支援区分6の重度訪問介護利用者の場合、医療機関等における入院中のコミュニケーション支援については一定期間の利用可能）
- ・利用者が経済活動中におけるサービス提供

- ※4 「医療行為や服薬管理」は主治医の指示のもとに訪問看護を利用してください。ホームヘルパーによる「医療行為や服薬管理」は原則として認められていません。ただし、認定特定介護行為業務従事者が登録特定行為事業者に所属し行う喀痰吸引等は除く。

- ※5 預貯金の引き出しや年金の受け取りなど、ホームヘルパーに金銭や貴重品の取扱いを頼むことはできません。

### ●障害児におけるサービス利用時の注意点●

保護者に対する育児支援ではなく、障害児本人に対する日常生活の支援である、という考え方から、居宅介護等の必要性が障害ゆえの状態によるものか単に年齢によるものかにより利用の可否を判断します。

以下、利用時の注意点です。

- ・余暇支援や経験拡大、留守番時の見守りなどといったものには利用できません。
- ・乳幼児期の食事作りや洗濯は、保護者に対する育児支援にあたるものであるため家事援助の利用はできません。
- ・保護者が不在時は、原則として利用できません。  
※やむを得ない事情で緊急に不在となる場合には、ヘルパーと連絡が取れる状況にあることが必要です。

### ◆介護保険制度対象者の方◆

介護保険制度の対象となる方（65歳以上の方及び特定疾病【16疾病】による40歳以上65歳未満の方）については、原則として介護保険での訪問介護を優先して利用していただきます。

ただし、下記に該当する場合は、障害福祉制度の居宅介護等を利用できる場合もありますので、担当のケアマネジャーや障害者支援課へご相談ください。

介護保険の訪問介護等のサービスを介護保険制度の支給限度基準額まで受けていても、なお障害固有のニーズに基づくサービスが特に必要と認められる場合。

※障害固有のニーズとは、障害に起因するもので、日常生活上、継続的な支援を必要とするものに対して支援を行うものです。

（例：身体障害であれば身体障害者手帳の交付要件の障害に起因するもの）

### 3 同行援護のサービス内容

同行援護とは、視覚、視野、夜盲等の視覚障害者（児）向けの外出支援サービスです。

#### 同行援護の内容（以下、例示）

- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ・排泄・食事等の介護
- ・その他外出する際に必要となる援助

※6 「同行援護」は居室内での外出準備、外出後の片づけ等はサービス提供ができないため、居室内での支援の必要がある方はお申し出ください。

### 4 行動援護のサービス内容

行動援護とは、知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者（児）であって、常時介護を要する方への外出支援サービスです。

#### 行動援護の内容（以下、例示）

- ・利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- ・外出時における移動中の介護
- ・排せつ及び食事等の介護
- ・その他行動する際に必要な援助

※7 「行動援護」サービスは、「江東区障害者（児）移動支援事業」との併用はできません。

## 事業所との契約について

利用者は、利用する個々のサービスごとに事業者と利用契約を結ぶことになります。思わぬ不利益やトラブルにならないように、契約書やそれに伴う重要事項説明書は、必ず書面でとりかわし、内容をよく確認してください。

### 契約書や重要事項説明書のポイント（例）

#### ●サービスの内容

サービスの種類と内容がきちんと記載されているか。

#### ●契約期間

契約期間(○年○月○日から○年○月○日まで)が記載されているか。

⇒契約期間が満了した後の契約更新の取扱いがきちんと記載されているか。

#### ●サービス内容の説明

サービス提供責任者が作成した居宅介護計画等を利用者に説明し、サービス提供後はサービス提供記録を利用者に確認させることが記載されているか。

#### ●利用者負担金

利用者負担金がきちんと記載されているか。

#### ●苦情対応

事業者は苦情に対応する窓口や担当者を明らかにするなどの対応を定めているか。

#### ●利用者の解約権

利用者からの契約の解除が可能であることが記載されているか。

#### ●サービス利用の取消（キャンセル）

予定されているサービス利用を中止できることが定められているか。

⇒多額のキャンセル料が必要になっていないか。

#### ●事故・緊急時の対応

サービス提供中に発生した事故等について、対応方法等が記載されているか。

#### ●損害賠償

利用者の身体・財産に損害を与えたときは、事業者が損害を賠償することが定められているか。

#### ●秘密保持

利用者および家族に関する個人情報を、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供しないことが記載されているか。

江東区福祉部障害者支援課在宅生活相談係

電話 3647-4308

FAX 3647-4910